

神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 視覚障害者の雇用促進を図り、雇用に関する諸問題を検討するため、神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、11人以内で構成する。

2 会員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議長)

第3条 議長は神奈川県産業労働局労働部障害者雇用促進担当課長とする。

(所掌事項)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内企業の視覚障害者の雇用事例調査
- (2) 視覚障害者の就職のための事業所見学の実施
- (3) その他必要な事項に関すること

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が召集する。

- 2 会議の議事は、出席会員の過半数で決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要があるときは小委員会を設置することができる。
- 4 議長は、必要に応じ会議に会員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は議長が連絡会議に協議して定める。

- 2 会議の庶務は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課において行う。

附 則

この要綱は、平成8年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(別表) 神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議会員名簿

所 属
神奈川県立平塚盲学校 教諭
横浜市立盲特別支援学校 教諭
非営利型一般社団法人ピアスペース 代表理事
神奈川労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官
横浜公共職業安定所 主任就職促進指導官
平塚公共職業安定所 統括職業指導官
神奈川障害者職業能力開発校 教務課長
神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課長
神奈川県産業労働局労働部障害者雇用促進担当課長
神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 グループリーダー
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー